

第2節 平均給与額算定書の記入留意事項

記入例については、各補償のページを参照してください。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名及び生年月日	年月日生	補償の種類	
---------------	------	-------	--

1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から過去3か月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	計	備考
総日数	日	日	日	日	
勤務した日数	日	日	日	日	
控除日数	日	日	日	日	
給 与	給料	円	円	円	円
	扶養手当	円	円	円	円
	地域手当	円	円	円	円
	住居手当	円	円	円	円
	通勤手当	円	円	円	円
	時間外勤務手当	円	円	円	円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	円	円	円	円
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当		
(給与総額)	(総日数)			$\left(\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以} \\ \text{前における直近の寒冷地手当の支給日に} \\ \text{支給された寒冷地手当の額} \end{array} \right)$	
円 ÷	=	円	銭 (イ)	円 × 5 ÷ 365 =	円 銭 (ロ)

給与期間の欄は、原則として過去3か月間（規則第3条第1項の場合はそれぞれ相当する期間）について各暦月ごとに記入します。

勤務した日数の欄は、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入します。

控除日数の欄は、1日の全部又は一部について法第2条第6項各号並びに平均給与額特例通知の記の第3及び第4に定める事由により勤務しなかった日について、その日数を記入します。

給与の欄は、職員に支払われた給与のうち、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入します。この欄には、法第2条第5項及び規則第2条、第2条の2に規定されている平均給与額の算定の基礎となる給与（寒冷地手当を除く。）のうち代表的なものだけを掲げてありますが、給与の種類は各地方公共団体等又は職種等によって多様であり、ここにすべての給与の種類を掲げることが困難であることから余白欄を設けていますので、表示されていない給与で支払われたものがある場合については、この余白欄にその給与の種類を記入します。

備考の欄には、給与期間中に、例えば控除日があるような場合には、その理由とその期間とを記入し、この3か月間に採用された場合、規則第3条第1項各号に掲げる場合、規則第3条第2項の場合等のように、この3か月間の給与支払状況の欄が一部又は全部空白となる場合には、その理由、採用の日等平均給与額の算定の基礎となる日を明示します。

$\text{円} \div \quad = \quad \text{円} \quad \text{銭(イ)}$	$\text{円} \times 5 \div 365 = \quad \text{円} \quad \text{銭(ロ)}$
$(イ) + (ロ) = \quad \text{円} \quad \text{銭}$	
<p>(B) 法第2条第4項ただし書による金額</p> <p> $\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制に} \\ \text{よって定められた給与の総額} \end{array} \right] \text{(勤務した日数)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \div \quad \times \frac{60}{100} = \quad \text{円} \quad \text{銭(ハ)}$ </p> <p> $\text{(その他の給与の総額)} \text{(総日数)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \div \quad = \quad \text{円} \quad \text{銭(ニ)}$ </p>	
$(ロ) + (ハ) + (ニ) = \quad \text{円} \quad \text{銭}$	
<p>(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)</p> <p> $\left(\frac{\text{(寒冷地手当の額)} \times 5}{365} + \frac{\text{(控除日の属する月の給与の月額)}}{\text{(その月の総日数)} - \text{(控除日)}} \right) \times \text{(減額された給与の額)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \quad \text{銭(ホ)}$ </p> <p> $\text{(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \quad \text{銭(ヘ)}$ </p>	
$(ホ) + (ヘ) = \quad \text{円} \quad \text{銭(ト)}$	
<p> $\left(\frac{\text{(寒冷地手当の額)} \times 5}{365} \times \text{(総日数)} \right) + \text{(給与総額)} - \text{(控除日数)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \quad \text{銭} = \quad \text{円} \quad \text{銭}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{日} - \quad \text{日}$ </p>	
<p>(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)</p> <p> $\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によって定められた給} \\ \text{与の総額(控除日に支払われたものを除く)} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{(控除日を除く)} \end{array} \right]$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \div \quad \times \frac{60}{100} = \quad \text{円} \quad \text{銭(チ)}$ </p> <p> $\text{(寒冷地手当の額)} \text{(総日数)} \text{(その他の給与の総額)} \text{(ホ)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\left(\frac{\text{(寒冷地手当の額)} \times 5}{365} \times \text{(総日数)} \right) + \text{(その他の給与の総額)} - \text{(控除日数)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{円} \quad \text{銭} = \quad \text{円} \quad \text{銭(リ)}$ </p> <p style="text-align: center;"> $\text{日} - \quad \text{日}$ </p>	
$(チ) + (リ) = \quad \text{円} \quad \text{銭}$	

(A) 欄は、法第2条第4項本文の規定による原則計算を行う欄であり、(イ) 欄及び(ロ) 欄の二つに区分されています。このうち(ロ) 欄は、寒冷地手当が支給されている場合に、その計算方法が特殊なため、これに備えて設けられたものです。

すなわち、寒冷地手当は、災害発生の日において、その支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間にその手当の支給を受けたときに限り、平均給与額の中にも含めることとされていますので(規則第2条第2項)、この場合には、(ロ) 欄を用いて、災害発生の日の属する月の前月の末日以前における最も近い支給日に支給された額に5を乗じて得た額を365で除して得た額を算定し、これを(イ) 欄で寒冷地手当を除いて計算して得られた額に加えた額が平均給与額となります。

(B) 欄は、法第2条第4項ただし書の規定による最低保障計算を行う欄です。

すなわち、給与の全部又は一部が、日、時間又は出来高払制によって定められている場合に用いることとなり、一般的には、算定の基礎となる給与に時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当等が含まれている場合等に用いられることとなります。

(C) 欄及び(C') 欄は、控除計算を行う欄ですが、算定の基礎となる給与に寒冷地手当が含まれる場合にのみ、(A) 欄に記入した寒冷地手当の額((ロ) 欄の金額ではないことに注意すること)を用いて計算することとなりますので、それ以外の場合の計算に当たっては十分留意する必要があります。

D	\div
<div style="display: flex; justify-content: space-around; border-bottom: 1px solid black;"> </div> <div style="border-top: 1px solid black; height: 20px;"></div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border-bottom: 1px solid black;"> </div> <div style="border-top: 1px solid black; height: 20px;"></div>
E	$\div 30$
F	$\div 30$
G	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>

D	B C C'
---	--------------

--

--

E

F

規則第3条第6項による金額	(G) 規則第3条第4項による金額
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 災害発生の日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額 (基本的給与の月額①) $\text{円} \div 30 = \text{円} \quad \text{銭 (ヌ)}$ </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ヌ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額 $\text{円} \quad \text{銭 (ル)}$ </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ル) (総務大臣が定める率) $\text{円} \quad \text{銭} \times = \text{円} \quad \text{銭}$ </div>
	(H) 離職後の補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして (E) の例により計算した額 (基本的給与の月額②) $\text{円} \div 30 = \text{円} \quad \text{銭}$
規則第3条第6項による金額	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 災害発生の日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額 (基本的給与の月額①) $\text{円} \div 30 = \text{円} \quad \text{銭 (ヲ)}$ </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ヲ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E) のうち最も高い金額 $\text{円} \quad \text{銭 (ワ)}$ </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ワ) (総務大臣が定める率) $\text{円} \quad \text{銭} \times = \text{円} \quad \text{銭}$ </div>
(J) (H) (I) 以外の金額 $\text{円} \quad \text{銭}$	
(K) 規則第3条第7項による金額	

(G) 欄は、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算することとなりますが、災害発生の日が昭和60年4月1日以前であるときは、同日における基本的給与の月額を記入します。「(総務大臣が定める率)」には、災害発生の日の属する期間の区分に応じる規則第3条第4項の規定により総務大臣が定めた率を記入します。

(H) 欄は、被災職員が離職した後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算することとなります。②欄の記入に当たっては、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇級を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において受けることとなる給与の月額を記入します。

(I) 欄は、離職者について災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額①)」及び「(総務大臣が定める率)」については、(G) 欄と同様です。

(J) 欄は、(H) 欄及び (I) 欄の金額以外の規則第3条第6項による金額を記入します。「地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について(平成3年4月1日地企第17号)」の記に掲げられた計算方法による場合以外の極めて特殊な場合に使用する。

	円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額	円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額		
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	歳	
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用
円	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額	円 () による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。	4〇〇第〇〇〇号	
令和 年 月 日		
所属部局の	所在地 名 称 長の職・氏名 (文書番号、所属部局長の自署若しくは押印又は公印)	

(K) 欄は、いわゆる年金たる補償以外の補償を請求する場合に平均給与額の最低保障額を記入します。

(L) 欄は、年金たる補償及び休業補償（療養の開始後1年6か月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。）を請求する場合に、法第2条第11項又は第13項に規定する基準日における年齢等平均給与額の決定に必要な事項を記入します。

「2 平均給与額」の欄には、(A) 欄から (K) 欄までの金額のうち最も高い金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げた金額）を記入します。ただし、年金たる補償又は休業補償（療養の開始後1年6か月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。）を請求する場合にあっては、当該金額が最低限度額に満たないときは当該最低限度額、当該金額が最高限度額を超えるときは当該最高限度額（年金たる補償に係る平均給与額について、昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用がある場合を除く。）を記入します。

給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に25（地方自治法第4条の2の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体にあつては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあつては23）を乗じて得た額を記入します。

請求（申請）者は、*印の欄には記入しないでください。